

八潮監告示第2号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、八潮市長及び八潮市教育委員会教育長から令和6年度定期監査（令和6年度前期分）の結果に係る措置状況の報告があったため、別紙のとおり公表する。

令和7年3月31日

八潮市監査委員 村川大志

八潮市監査委員 林雄一

八潮総第 3 5 1 号
令和 7 年 3 月 2 6 日

八潮市監査委員 村 川 大 志 様
八潮市監査委員 林 雄 一 様

八潮市長 大 山 忍

令和 6 年度定期監査（令和 6 年度前期分）の指摘事項について（通知）

令和 7 年 2 月 2 5 日付け八潮監第 5 6 号により提出された令和 6 年度定期監査（令和 6 年度前期分）の指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

（1）伝票関係

- ・ 普通旅費において、出張旅費の請求誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（人権・男女共同参画課、人事課、建設管理課）

（2）契約関係

- ・ 契約金額が予定価格を上回っているものが認められた。
（長寿介護課、子ども家庭支援課、リサイクルプラザ）

（3）会計年度任用職員関係

①報酬・給料について

- ・ 特別休暇の取扱いの誤りにより支給額を誤っているものが認められた。
（保育課）
- ・ 欠勤時間の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（保育課）
- ・ 雇用確認通知書の誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（保育課）

②費用弁償・通勤手当について

- ・ 勤務日の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。
（子ども家庭支援課、保育課）

- ・通勤届において決定した月額の誤りにより支給額を誤っているものが認められた。
(保育課、リサイクルプラザ、道路治水課、会計課)
- ・通勤届において決定した支給額を未支給のものが認められた。(保育課)

③時間外勤務手当について

- ・時間外勤務時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。
(長寿介護課、保育課、生涯学習館)

④期末手当について

- ・基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。(商工観光課)

2 措置内容

別紙「令和6年度定期監査（令和6年度前期分）措置事項報告書」のとおり

令和6年度定期監査（令和6年度前期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
（１）伝票関係 ・普通旅費において、出張旅費の請求誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（人権・男女共同参画課、人事課、建設管理課）	・出張先が県外であり、集合時間も早かったことから、往路は自宅から直行で最寄り駅まで電車で行き、復路も自宅と勤務先を比較した時に、自宅の方が安価であったため、自宅までの経路で出張命令票を起票しました。その後、急遽復路の出張先が変更となり、復路は一部公用車を利用したことから過払いとなっていました。 指摘後、速やかに差額の戻入処理を行いました。 今後はこのようなことがないよう、課でのチェック体制を強化します。 （人権・男女共同参画課） ・復路の旅費については、自宅と勤務先を比較して安価な方を支給する取扱いとされているのを失念し、実際に利用した経路の交通費を支給してしまったものです。 指摘後、速やかに差額の戻入処理を行いました。 今後は請求時の審査を徹底するとともに、旅費の請求方法について、職員への周知を徹底します。（人事課） ・復路の旅費については、自宅と勤務先を比較して安価な方を支給する取扱いとされているのを失念し、実際に利用した経路の交通費を支給してしまったものです。

(2) 契約関係 ・契約金額が予定価格を上回っているものが認められた。(長寿介護課、子ども家庭支援課、リサイクルプラザ)	請求誤りによる過払い分は戻し入れしました。 今後は適正な支出となるよう、起案者、決裁者による確認に努め、旅費の請求方法について、職員への周知を徹底します。(建設管理課) ・単価が2種類あり、主に支払う単価が見積比較額より安価であり、総額も予算額内であったため、執行可能と誤認しました。 また、見積書比較価格を誤って低い金額で作成してしまったこと、見積合せ時に見積書比較価格が誤って記載されていることを見落としてしまったことにより発生したものです。 今後は、入札・契約マニュアルの理解を深め、見積書の金額及び内容について誤りがないか、また見積額(落札額)が見積書比較価格より高くなっていないかを確認し、再発防止に努めます。 (長寿介護課) ・発注伺いの起案前に参考見積書を徴したところ単価が高騰していることが確認できたため、購入部数を見直し発注伺いを起案したところです。その際、発注伺いの実施額(設計額)の計算を誤って(部数は見直したものの単価の修正が漏れて)しまったため、見積合せ記録の予定価格と発注伺いの実施額が一致しなかったものです。 今後は、複数職員による確認を徹底し再発防止に努めます。 (子ども家庭支援課)
---	---

②費用弁償・通勤手当について ・勤務日の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。(子ども家庭支援課、保育課) ・通勤届において決定した月額の誤りにより支給額を誤っているものが認められた。 (保育課、リサイクルプラザ、道路治水課、会計課)	人によるチェックを徹底し、再発防止に努めます。(保育課) ・人事課への実績報告は、欠勤日の報酬を減額し報告していたものの、定額払いの費用弁償については、欠勤による減額は行わないとの認識であったため過払いとなったものです。 　　今後は、人事課による通知の内容を把握・確認し、適切な処理に努めます。 (子ども家庭支援課) ・出勤簿の確認が不十分であったため、支給誤りが生じました。 　　対象職員に対しては内容を説明のうえ、精算しました。 　　集計、支払い処理にあたっては、複数人によるチェックを徹底し、再発防止に努めます。(保育課) ・通勤届の確認が不十分であったため、支給誤りが生じました。 　　対象職員に対しては内容を説明のうえ、精算しました。 　　集計、支払い処理にあたっては、複数人によるチェックを徹底し、再発防止に努めます。(保育課) ・費用弁償の月額金額の算定をする際、年間出勤日数の確認が不十分であったため、前年度と同じ金額で支給していたことにより過払いとなったものです。 　　指摘後、すぐに対象職員に説明し、過払い分については、翌月の通勤手当で差引し清算処理を行いました。
---	---

・通勤届において決定した支給額を未支給のものが認められた。(保育課)	今後は、同様の誤りがないよう、担当者のほか、会計年度任用職員本人も含め複数人で確認し、再発防止に努めます。 (リサイクルプラザ) ・①事項発生理由 実際の通勤ルート(2km)よりも最短ルートがあるのを見落とし、2kmとして支給決定し過払いしてしまったものです。 ②処理内容・今後の対応方針 過払分については、誤った処理が判明した12月に、該当職員に説明をして返金してもらい、歳出戻入処理を行いました。今後は、金額判定の境目になるような距離については特に注意して複数ルートを確認し、間違いのないようにします。(道路治水課) ・会計年度任用職員の費用弁償について、昨年度と同じ週の勤務日数、同じ曜日で継続雇用としたことから、昨年度と同額で支払いをしましたが、実際には年間の勤務日数が変わっており、過払いとなってしまったものです。 対象職員に対して説明し、精算をしました。 今後は、条件が変わらない継続雇用でも金額の確認を徹底して行い、再発防止に努めます。(会計課) ・通勤届の確認が不十分であったため、支給誤りが生じました。 対象職員に対しては内容を説明のうえ、精算しました。 集計、支払い処理にあたっては、複数人によるチェックを徹底し、再発防止に
---	--

③時間外勤務手当について ・時間外勤務時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。(長寿介護課、保育課、生涯学習館)	努めます。(保育課) ・パートタイムは、100/100になると勘違いし、時間外勤務命令簿を誤って記入してしまいました。 時間外命令簿を125/100に修正し、不足分を2月分報酬で支払いました。 - 人事課が作成したマニュアルを確認するとともに職員間でも確認し、支給誤りがないよう再発防止に努めます。 (長寿介護課) ・時間外勤務命令簿の確認が不十分であったため、支給誤りが生じました。 対象職員に対しては内容を説明のうえ、精算しました。 集計、支払い処理にあたっては、複数人によるチェックを徹底し、再発防止に努めます。(保育課) ・時間外勤務手当の集計誤りについては、時間外(休日)勤務命令簿の確認が不十分であったため、支給額に誤りが生じました。又、時間外勤務手当の支給率に関して誤った解釈をしていたため、過払いをしてしまいました。 対象職員に対しては内容を説明の上、返金してもらい戻入処理を行いました。 今後は、勤務実績報告データの作成の際、複数人による関係書類の確認を確実に行うほか、計算方法については根拠条例規則を確認し、解釈に誤りがないことがわかるよう、メモを記載するなど、再発防止に努めます。(生涯学習館)
--	--

④期末手当について ・基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。(商工観光課)	・欠勤した日があったにもかかわらず、勤務実績報告データの減額時間数の入力を失念したため発生しました。 指摘後すぐに未払いの伝票を作成し、当該職員に説明しました。 今後の対応として、欠勤などした場合はシフト表と照らし合わせてすぐにデータに入力し、提出する前に作成者とは別の職員が確認し再発防止に努めます。 (商工観光課)
---	--

八潮教総第577号
令和7年3月19日

八潮市監査委員 村川 大志 様
八潮市監査委員 林 雄一 様

八潮市教育委員会
教育長 井上 正人

令和6年度定期監査（令和6年度前期分）の指摘事項について（通知）

令和7年2月25日付け八潮監第56号により提出された令和6年度定期監査の指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

会計年度任用職員関係

- ・報酬の集計誤りにより支給額を誤っているものが、認められた。
（文化財保護課）

期末手当について

- 基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。
（文化財保護課）

2 措置内容

別紙「令和6年度定期監査（令和6年度前期分）措置事項報告書」のとおり

令和 6 年度定期監査（令和 6 年度前期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
(3) 会計年度任用職員関係 ① 報酬・給料について ・報酬の集計誤りにより支給額を誤っているものが、認められた。 ④ 期末手当について ・基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが、認められた。	(3) 会計年度任用職員関係 ① 報酬・給料について ・過払い分については 1 2 月支給分の報酬で清算しました。今後同様のミスをお犯さぬよう、報告データと報酬支払時に送付される明細表との突合の徹底を図ります。 ④ 期末手当について ・過払い分については 1 2 月期末勤勉手当で清算しました。今後同様のミスをお犯さぬよう、報告データと期末勤勉手当支払時に送付される明細表との突合の徹底を図ります。